○北上市子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定規則

平成27年３月31日
規則第13号
改正　平成28年３月31日規則第11号
平成29年12月21日規則第31号
令和元年９月30日規則第11号
（題名改称）

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　子どものための教育・保育給付認定（第３条―第13条）
第３章　子育てのための施設等利用給付認定（第14条―第20条）
第４章　雑則（第21条）
附則

第１章　総則

（令元規則11・章名追加）

（趣旨）

第１条　この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（令元規則11・一部改正）

（保護者の労働時間）

第２条　府令第１条の５第１号の規定により市が定める保護者の労働時間は、60時間とする。

（令元規則11・一部改正）

第２章　子どものための教育・保育給付認定

（令元規則11・章名追加）

（認定の申請）

第３条　府令第２条第１項の認定の申請書は、子どものための教育・保育給付認定申

請書（様式第１号）によるものとする。

（令元規則11・一部改正）

（認定の通知等）

第４条　法第20条第４項の規定による認定の通知及び支給認定証の交付は、子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証（様式第２号）により行うものとする。

２　法第20条第５項の規定による認定をしないときの通知は、子どものための教育・保育給付不認定通知書（様式第３号）により行うものとする。

（令元規則11・一部改正）

（利用者負担額の通知）

第５条　府令第７条の規定による教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に関する事項の通知は、特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

（令元規則11・一部改正）

（教育・保育給付認定の有効期間）

第６条　府令第８条第４号の規定により市が定める教育･保育給付認定の有効期間は、90日とする。

２　府令第８条第６号及び第12号の規定により市が定める教育・保育給付認定の有効期間は、育児休業が終了する日の属する月の末日までとする。

３　府令第８条第７号及び第13号の規定により市が定める教育・保育給付認定の有効期間は、府令第１条の５第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。

（令元規則11・一部改正）

（現況の届出）

第７条　府令第９条第１項の現況の届書は、子どものための教育・保育給付認定現況届（様式第５号）によるものとする。

（令元規則11・一部改正）

（利用者負担額の変更の通知）

第８条　府令第９条第４項（府令第11条第３項の規定により準用する場合を含む。）の規定による利用者負担額に関する事項の変更の通知は、特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書（様式第６号）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の変更の認定の申請）

第９条　府令第11条第１項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請書は、子どものための教育・保育給付認定変更申請書（様式第７号）によるものとする。

（令元規則11・一部改正）

（市長の職権による教育・保育給付認定の変更の通知）

第10条　府令第12条第１項の規定による教育・保育給付認定の変更の認定の通知は、子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証により行うものとする。

（令元規則11・一部改正）

（教育・保育給付認定の取消しの通知）

第11条　府令第14条第１項の教育・保育給付認定の取消しの通知は、子どものための教育・保育給付認定取消通知書（様式第８号）により行うものとする。

（令元規則11・一部改正）

（申請内容の変更の届出）

第12条　府令第15条第１項の申請内容の変更の届書は、子どものための教育・保育給付申請内容変更届出書（様式第９号）によるものとする。

（支給認定証の再交付の申請）

第13条　府令第16条第２項の支給認定証の再交付の申請書は、支給認定証再交付申請書（様式第10号）によるものとする。

第３章　子育てのための施設等利用給付認定

（令元規則11・追加）

（認定の申請）

第14条　府令第28条の３第１項の認定の申請書は、子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式第11号）によるものとする。

（令元規則11・追加）

（認定の通知等）

第15条　法第30条の５第３項の規定による認定の通知は、子育てのための施設等利用給付認定通知書（様式第12号）により行うものとする。

２　法第30条の５第４項の規定による認定をしないときの通知は、子育てのための施設等利用給付不認定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（令元規則11・追加）

（現況の届出）

第16条　府令第28条の６の現況の届書は、子育てのための施設等利用給付認定現況届（様式第14号）によるものとする。

（令元規則11・追加）

（施設等利用給付認定の変更の認定の申請）

第17条　府令第28条の８の施設等利用給付認定の変更の認定の申請は、子育てのための施設等利用給付認定変更申請書（様式第15号）によるものとする。

（令元規則11・追加）

（市長の職権による施設等利用給付認定の変更の通知）

第18条　府令第28条の９の規定による施設等利用給付認定の変更の通知は、子育てのための施設等利用給付認定通知書によるものとする。

（令元規則11・追加）

（施設等利用給付認定の取消しの通知）

第19条　府令第28条の11の規定による施設等利用給付認定の取消しの通知は、子育てのための施設等利用給付認定取消通知書（様式第16号）によるものとする。

（令元規則11・追加）

（申請内容の変更の届出）

第20条　府令第28条の12の申請内容の変更の届書は、子育てのための施設等利用給付認定変更届出書（様式第17号）によるものとする。

（令元規則11・追加）

第４章　雑則

（令元規則11・章名追加）

（補則）

第21条　この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令元規則11・旧第14条繰下）

附　則

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年規則第11号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年規則第11号）

（施行日）

1　この規則は、令和元年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前にこの規則による改正前の北上市子どものための教育・保育給付支給認定規則の規定によりなされた申請、認定その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の北上市子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定規則の相当する規定によりなされたものとみなす。

様式第１号（第３条関係）

子どものための教育・保育給付認定申請書

年　　月　　日

北上市長　様

保護者氏名　　㊞

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定に係る申請をします。

申請に係る小学校就学前子ども	ふりがな 氏　　名	生年月日	性別	障がい者手帳の有無
		年　　月　　日	男・女	有・無
保護者 住所・連絡先	（住所） （連絡先）			
支給認定証番号				
保育の希望の有無	有：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。） 無：幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）			

①世帯の状況

区分	氏名	個人番号	子どもとの続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等	市町村民税課税の有無	摘要
子どもの家庭状況				年　月　日	男・女		有・無	
				年　月　日	男・女		有・無	
				年　月　日	男・女		有・無	
				年　月　日	男・女		有・無	
				年　月　日	男・女		有・無	
				年　月　日	男・女		有・無	
生活保護の状況				受けていない・受けている（　　年　月　日開始）				
母子・父子家庭				該当しない・該当する				

②利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	年　月　日から　年　月　日まで
利用を希望する施設名	第１希望　（希望理由）
	第２希望　（希望理由）
	第３希望　（希望理由）

③保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	摘要
		□就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□その他（　　） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）））	
		□就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□その他（　　） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）））	

希望する利用曜日及び時間	利用曜日（○で囲んでください。）	利用時間
	月・火・水・木・金・土	時　分　から　時　分　まで

様式第２号（第４条、第10条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

北上市長　　印

子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証

申請のあった子どものための教育・保育給付認定について、次のとおり決定します。

支給認定証番号		
保護者	氏　　名	
	生年月日	
	住　　所	
子ども	氏　　名	
	生年月日	
認定区分		
保育の必要性の事由		
保育必要量		
有効期間		

備考　１　この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第３号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

北上市長　　印

子どものための教育・保育給付不認定通知書

申請のあった子どものための教育・保育給付認定の申請について、次の理由により認定しません。

保護者	氏　　名	
	生年月日	
	住　　所	
子ども	氏　　名	
	生年月日	
理由		

備考　１　この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

様

北上市長　　印

特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書

施設型給付費（地域型保育給付費）に係る利用者負担額について、次のとおり決定します。

支給認定証番号				
子どもの氏名		生年月日	年　　月　　日	
施設の名称				
内容				
月分	階層	認定区分	保育必要量	利用者負担額
４月分				
５月分				
６月分				
７月分				
８月分				
９月分				
10月分				
11月分				
12月分				
１月分				
２月分				
３月分				

備考　１　この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

北上市長　様

子どものための教育・保育給付認定現況届

保護者	住　所			
	氏　名	㊞	子どもとの続柄	
	連絡先			

子ども	(ふりがな) 氏　名	生年月日	性別	障がいの有無と程度	
	現利用 施設名		支給認定 証番号		認定 区分

☐ 継続利用を希望します

☐ 変更利用を希望します

第1希望	第2希望	第3希望

☐ 継続利用を希望しません

区分	氏　名	子どもとの続柄	生年月日	性別	勤務先または学校名等	障がいの有無と程度	備考
子どもの家庭状況							
生活保護の適用の有無		適用無し・適用有り(　　年　　月　　日保護開始)					

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

様

北上市長　　印

特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書

施設型給付費（地域型保育給付費）に係る利用者負担額について、次のとおり変更します。

支給認定証番号				
子どもの氏名		生年月日	年　　月　　日	
施設の名称				
内容				
月分	階層	認定区分	保育必要量	利用者負担額
４月分				
５月分				
６月分				
７月分				
８月分				
９月分				
10月分				
11月分				
12月分				
１月分				
２月分				
３月分				

備考　１　この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

北上市長　　様

子どものための教育・保育給付認定変更申請書

子どものための教育・保育給付認定の変更認定について、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">保護者</td><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2">㊞</td><td>子どもとの続　　柄</td><td></td></tr>
<tr><td>連　絡　先</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">子どもの氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更する項目（該当事項に○を付けること）</td><td colspan="4">1　子ども・子育て支援法第19条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
2　保育の必要量
3　認定の有効期間
4　利用者負担額に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">原因となった理由</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第８号（第 11 条関係）

年　　月　　日

様

北上市長　　印

子どものための教育・保育給付認定取消通知書

次のとおり子どものための教育・保育給付認定を取り消します。

支給認定証番号		
保護者	氏　　名	
	生年月日	
	住　　所	
子ども	氏　　名	
	生年月日	
取消理由		
摘　　要		

備考　１　この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第９号（第12条関係）

年　　月　　日

北上市長　　様

子どものための教育・保育給付申請内容変更届出書

子どものための教育・保育給付認定に係る申請内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

保護者	氏　　名	㊞	連絡先	
	住　　所			
子どもの氏名			生年月日	年　月　日

変　更　事　項（該当事項に○を付けること。）	1　住所　2　保護者の氏名　3　子どもの氏名　4　その他	
変　更　内　容	変更前	
	変更後	

備考　支給認定証及び変更した内容を証する書類を添付してください。

様式第10号（第13条関係）

年　　月　　日

北上市長　　様

支給認定証再交付申請書

次のとおり支給認定証の再交付を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">保護者</td><td>氏　　名</td><td>㊞</td><td>連 絡 先</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">子どもの氏名</td><td></td><td>生年
月日</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>理　　由
（該当事項に○をつけること）</td><td>1　破損　　2　汚損　　3　紛失　　4　その他
（具体的な状況）</td></tr>
</table>

備考　支給認定証を添付してください（紛失した場合を除く。）。

様式第11号（第14条関係）

子育てのための施設等利用給付認定申請書

年　　月　　日

北上市長　様

次のとおり、子育てのための施設等利用給付に係る認定を申請します。

				認定希望日（施設利用開始日）		年　月　日	
保護者	フリガナ		子どもとの続柄		連絡先		
	氏名	印					
	住所						
子ども	フリガナ		生年月日	年　月　日		性別	
	氏名						

① 利用する（予定を含む。）幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部

フリガナ		所在地	
施設名		利用開始予定日	年　月　日

② 申請に係る子どもの世帯状況

		フリガナ 氏名	子どもとの続柄	性別	個人番号	生年月日	就労・通学・通園先又は単身赴任先	市町村民税課税の有無	摘要
子どもの保護者及び同居者	1		本人			年　月　日		有・無	
	2					年　月　日		有・無	
	3					年　月　日		有・無	
	4					年　月　日		有・無	
	5					年　月　日		有・無	
	6					年　月　日		有・無	
	7					年　月　日		有・無	
生活保護の状況			□受けていない　□受けている						
母子・父子家庭			□該当しない　□該当する						

③ 認定種別

□　子どもは、認定希望日の年度内の４月１日時点で満３歳に達している【第２号】

□　子どもは、認定希望日の年度内の４月１日時点で満３歳に達していない、かつ市町村民税非課税世帯【第３号】

④　利用する（予定を含む。）認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
			年　　月　　日
			年　　月　　日
			年　　月　　日
			年　　月　　日

⑤　保育を必要とする理由

	続柄	必要とする理由	摘要
保育を必要とする理由		□就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□その他（　　） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疫病の状況など）））	
		□就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護等　□災害復旧　□求職活動 □就学　□その他（　　） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疫病の状況など）））	

様式第12号（第15条、第18条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

北上市長　　印

子育てのための施設等利用給付認定通知書

申請のあった子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定します。

認定番号		
保護者	氏名	
	生年月日	
	住所	
子ども	氏名	
	生年月日	
認定区分		
保育の必要性の事由		
有効期間		

備考　1　この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2　この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第13号（第15条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

北上市長　　印

子育てのための施設等利用給付不認定通知書

申請のあった子育てのための施設等利用給付認定について、次の理由により認定しません。

保護者	氏　　名	
	生年月日	
	住　　所	
子ども	氏　　名	
	生年月日	
理　　由		

備考　1　この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2　この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第14号（第16条関係）

年　　月　　日

北上市長　様

子育てのための施設等利用給付認定現況届

保護者	フリガナ		子どもとの続柄		連絡先		
	氏名	印					
	住所						
子ども	フリガナ		生年月日	年　　月　　日	性別		
	氏名						

① 利用している幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部

フリガナ		所在地	
施設名		利用開始日	年　　月　　日

② 子どもの世帯状況

		フリガナ 氏名	子どもとの続柄	性別	個人番号	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	市町村民税 課税の有無	摘要
				生年月日				
子どもの保護者及び同居者	1		本人				有・無	
				年　月　日				
	2						有・無	
				年　月　日				
	3						有・無	
				年　月　日				
	4						有・無	
				年　月　日				
	5						有・無	
				年　月　日				
	6						有・無	
				年　月　日				
	7						有・無	
				年　月　日				
生活保護の状況			□受けていない　□受けている					
母子・父子家庭			□該当しない　□該当する					

③ 認定種別

□　子どもは施設等利用給付認定【第２号】の認定を受けている
□　子どもは施設等利用給付認定【第３号】の認定を受けている

④ 利用する（予定を含む。）認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
			年　　月　　日
			年　　月　　日
			年　　月　　日
			年　　月　　日

様式第15号（第17条関係）

年　　月　　日

北上市長　　様

子育てのための施設等利用給付認定変更申請書

子育てのための施設等利用給付認定の変更認定について、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">保護者</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td>㊞</td><td>子どもとの続　　柄</td><td></td></tr>
<tr><td>連　絡　先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">子どもの氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更する項目（該当事項に○を付けること）</td><td colspan="3">1　子ども・子育て支援法第30条の４各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
2　認定の有効期間</td></tr>
<tr><td colspan="2">原因となった理由</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第16号（第19条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

北上市長　　印

子育てのための施設等利用給付認定取消通知書

次のとおり子育てのための施設等利用給付認定を取り消します。

認定番号		
保護者	氏名	
	生年月日	
	住所	
子ども	氏名	
	生年月日	
取消理由		
摘要		

備考　1　この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2　この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第17号（第20条関係）

年　　月　　日

北上市長　　様

子育てのための施設等利用給付認定変更届出書

子育てのための施設等利用給付認定の申請内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

保護者	氏　　名	㊞	連絡先	
	住　　所			
子どもの氏名			生年月日	年　月　日

変　更　事　項 (該当事項に○を付けること。)	1　住所　2　保護者の氏名　3　子どもの氏名　4　その他	
変　更　内　容	変更前	
	変更後	

様式第１号（第３条関係）

（平29規則31・令元規則11・一部改正）

様式第２号（第４条、第10条関係）

（平28規則11・令元規則11・一部改正）

様式第３号（第４条関係）

（平28規則11・令元規則11・一部改正）

様式第４号（第５条関係）

（平28規則11・令元規則11・一部改正）

様式第５号（第７条関係）

（令元規則11・一部改正）

様式第６号（第８条関係）

（平28規則11・令元規則11・一部改正）

様式第７号（第９条関係）

（令元規則11・一部改正）

様式第８号（第11条関係）

（平28規則11・令元規則11・一部改正）

様式第９号（第12条関係）

（令元規則11・一部改正）

様式第10号（第13条関係）

様式第11号（第14条関係）

（令元規則11・追加）

様式第12号（第15条、第18条関係）

（令元規則11・追加）

様式第13号（第15条関係）

（令元規則11・追加）

様式第14号（第16条関係）

（令元規則11・追加）

様式第15号（第17条関係）

（令元規則11・追加）

様式第16号（第19条関係）

（令元規則11・追加）

様式第17号（第20条関係）

（令元規則11・追加）